

地球温暖化対策に関する佐賀県率先行動計画

第1章 基本的事項

1. 計画の背景

近年、県、国のみならず世界中で気候変動に伴う異常気象や災害が頻発しており、地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの削減は喫緊の課題となっています。

我が国の温室効果ガス排出量は、最新の2021年度時点のデータでは、パリ協定において基準年とされた2013年度比で20.3%減となっていますが、国はこれを2030年度に46%削減することを目標に掲げています。

本県は、2023年9月に第4期佐賀県環境基本計画を策定し、佐賀県の温室効果ガス削減目標を、2013年度比で47%削減とする新たな目標を設定しました。

主な取組として、GX（グリーントランスフォーメーション）の推進や、歩くライフスタイルの推進、サガンスギの活用などによる林業の振興、「再生可能エネルギー等イノベーション共創プラットフォーム」などがあります。

県としても、自らが一事業所として、率先して自身の事務及び事業により発生する温室効果ガスの削減に努めていきます。

※カーボンニュートラル：二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から植林、森林管理等による「吸収量」を差し引き、合計で実質ゼロにすること

2. 計画の目的

本計画は、県内における地球温暖化対策を推進するため、県が率先して自らの事務・事業に伴う温室効果ガス排出量の削減と環境負荷の低減を図ることを目的とします。

3. 計画の期間

計画の期間は、2023（令和5）年度から2026（令和8）年度までの4年間とします。

4. 計画の対象

計画の対象は、県機関[※]が実施する事務・事業及び職員等が行う活動とします。

※県機関：知事部局、東部工業用水道局、教育委員会（県立学校含む。）、議会事務局、各種委員会、警察本部（警察署等含む。）。なお、指定管理施設も含む。

5. 計画の位置づけ

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律21条1項に基づく「地方公共団体実行計画（事務事業編）」として位置づけるものであり、佐賀県施策方針2023及び第4期

佐賀県環境基本計画と整合を図りながら取組を進めます。

第2章 温室効果ガスの排出状況等

県自らの事務・事業に伴い発生する温室効果ガス排出量の推移は下表のとおりであり、2021年度時点で2013年度比約42%削減しています。

温室効果ガス（二酸化炭素）総排出量

(単位：t-CO₂)

年度	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)
排出量	31,584	27,888	26,157	25,007	19,290	19,964	21,354	19,657
削減率	▲7.2%	▲18.1%	▲23.1%	▲26.5%	▲43.3%	▲41.3%	▲37.3%	▲42.2%

※基準値：2013年度総排出量 34,034 t-CO₂



第3章 基本方針及び目標

1. 基本方針

森川海へとつながる佐賀の豊かな環境を守り、未来へつないでいくため、喫緊の課題である地球温暖化対策に県民一丸となって取り組むにあたって、県庁自らが率先して、自らの事務・事業に関し発生する温室効果ガス及び廃棄物の排出抑制等に次の3つの視点で取り組みます。

1	職員一人一人の行動変容を促進	地球温暖化対策の重要性の啓発に努めるとともに、職員一人一人が歩くライフスタイルを積極的に実践するなど脱炭素型ライフスタイルへの行動変容を促進する。
2	事業活動における省エネルギー等の推進	各種事業活動においてグリーン購入や、省エネルギー・省資源化などを推進する。
3	県有施設や設備等における温室効果ガス削減の推進	県有施設への太陽光発電設備の導入、照明のLED化、公用車の電動車等化などを推進する。

2. 温室効果ガスの排出削減に関する目標

本計画では、温室効果ガスの排出量の削減目標等を次のとおり設定します。

○二酸化炭素（CO₂）の排出削減目標

2013年度を基準年度とし、2030年度までに60%の削減を目指します。

【二酸化炭素（CO₂）の排出削減目標】（t-CO₂）

年度	2013年度 (基準年度)	2026年度(今計画期間の目標) 削減率	2030年度(最終目標) 削減率
	二酸化炭素	34,034	-55%

3. 排出削減目標達成に向けた重点的取組と個別削減目標

目標達成に向け、主な排出原因である電気使用量と公用車用ガソリン使用量の削減に重点的に取り組むこととし、次のとおり個別削減目標を定めます。

2013年度を基準年度とし、2030年度までに電気使用量については21%削減、公用車用ガソリン使用量については43%削減を目指します。

【重点的取組に係る削減目標】

項目	年度 2013年度 (基準年度)	2026年度(今計画期間の目標)		2030年度(最終目標)	
		排出量	削減率	排出量	削減率
庁舎燃料使用量 (千kwh)	43,346	39,123	-10%	34,406	-21%
公用自動車等燃料 使用量(kℓ)	1,271	852	-33%	722	-43%

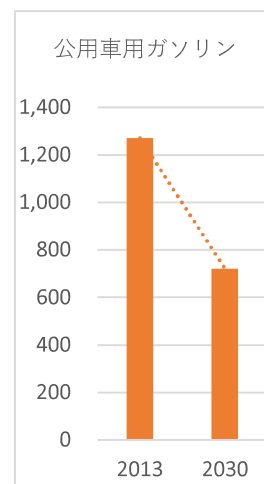
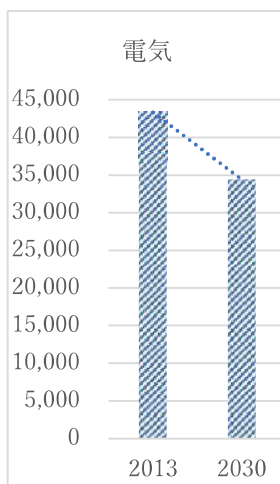
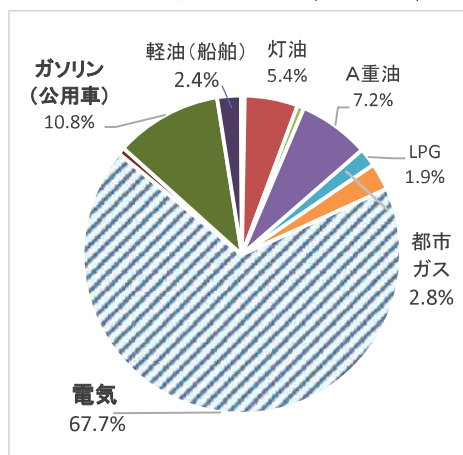
【個別削減目標及び取組】

① 太陽光発電	2030年度までに、設置可能な建築物(敷地を含む。)の100%に太陽光発電設備が導入されていることを目指します。
② LED照明	2030年度までに、県有施設照明、道路照明及び信号灯器を新設・更新する際は原則としてLED化を行い、導入割合100%を目指します。
③ 県有施設の省エネ基準	建築物の新築及び大規模改修時の省エネ基準について、ZEB Ready相当(50%以上の省エネ)を目指します。
④ 公用車	一般公用車は、原則として、電動車等(電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車)を導入します。
⑤ 職員の車通勤	歩くライフスタイルを推進し、県職員のマイカー通勤者を減らします。

【計画の実現性について】

上記目標を達成するため、脱炭素化推進事業債や重点対策加速化交付金等を活用し、事業を実施する。

エネルギー使用量の内訳(2021年度)



4. 二酸化炭素（CO₂）以外の温室効果ガスの削減

県では、二酸化炭素（CO₂）以外の温室効果ガスの大きな発生源となる下水処理等の事業活動がなく、排出量は少ないため、個別の削減目標を定めず、対象となる事務・事業において、発生源や封入設備の適正な管理と処理などの取組を進め、可能な限り排出の抑制に努めます。

第4章 取組項目

ここでは、県が取り組む項目と行うべき行動等を掲げます。

こうした取組を推進していくことで、SDGsの17の目標のうち、「⑥水・衛生」（水利用効率の改善等）、「⑦エネルギー」（エネルギー効率の改善等）、「⑫生産・消費」（天然資源の効率的な利用等）、「⑬気候変動」（気候変動の緩和等）等の目標達成を目指します。



水・衛生



エネルギー



生産・消費



気候変動

1. 職員一人一人の行動変容を促進

（1）職員に対する普及啓発

- 職員に対する研修を実施します。
- 職員に対する情報提供を実施します。
- 職員の気づきを促すためのアンケートを実施します。

（2）職員一人一人の実践

- 「時間外勤務を前提としない、計画的な業務遂行」により時間外勤務の縮減等を通じて電気使用量の削減に努めます。
- 出張時は、積極的に公共交通機関を利用します。（歩くライフスタイルの推進）また、公用車を運転するときは、エコドライブを実践し、燃費の向上に努めます。
- 日常的な節水の励行に努めます。
- 地域や家庭においても率先して環境にやさしい行動（クールチョイス）の実践に努めます。
- 自家用車に頼らない通勤スタイル（脱マイカー通勤）への転換を通じて、歩くライフスタイルへの行動変容を図ります。

2. 事業活動における省エネルギー化等の推進

(1) グリーン購入・グリーン契約の推進

- 「佐賀県環境物品等調達方針」に基づき、環境負荷の少ない製品の購入を徹底します。
- 環境配慮契約法に基づくグリーン契約に努めるとともに、施設の電力調達に際しては、再生可能エネルギー電力の調達に努めます。
- 九州間伐材を使用したコピー用紙の使用に努めます。

(2) 省エネルギー化の推進

- 庁舎内における適切な室温管理（冷房の場合は 28 度程度、暖房の場合は 20 度程度）を通じ、電力消費量の削減に努めます。
- クールビズ・ウォームビズを推進します。
- 不必要な照明の消灯を徹底します。

(3) 省資源化の推進

- 事務用品や電気製品等の物品管理の徹底や不要となった物品の再利用・交換使用などによる使用期間の長期化や有効活用を図ります。
- ネットワーク PC、テレワーク機器の活用、集約印刷の徹底、FAX を使用しない等によりコピー用紙の使用量を削減します。
- 3R（①リデュース：ごみの減量化、②リユース：再使用、③リサイクル：ごみ分別を通じた再利用）の取組を徹底します。

(4) 環境に配慮した事業の推進

- 県が行う公共工事において、率先して県産木材の利用を図ります。
- 公共事業等に使用する木材は、合法木材（合法性の証明された木材）とします。
- イベント開催にあたっては、チラシ・資料等の最小限化やごみ分別廃棄の呼びかけ、環境に配慮した必要物品の優先的調達、公共交通機関の積極的な利用の促進に努めます。
- 佐賀県リサイクル認定製品の調達やトライアル発注等を通して、環境に積極的な県内事業者等の取組を支援します。

3. 県有施設や設備等における温室効果ガス削減の推進

(1) 県有施設における温室効果ガス排出削減

- 延べ面積が 300 m²以上の建築物の新築等にあたっては、原則 ZEB Ready 相当以上又は ZEB Oriented 相当以上となるよう整備を行います。
- 建築物・設備等の新築・改修・更新に際して、再生可能エネルギー設備の導入や建築物・設備等の省エネルギー化を推進します。

- 県有施設照明、道路照明及び信号灯器を新設・更新する際は、原則としてLED化を行います。
- 外壁断熱、窓の断熱化、省エネ型の空調機、昇降機及び給湯器具の導入等により、温室効果ガス排出削減を図ります。
- 節水型機器（節水型トイレ、自動水栓、節水コマ等）の導入を推進します。

(2) 太陽光発電設備の導入

- 設置可能な建築物（敷地を含む。）を精査し、太陽光発電設備を積極的に導入します。
- 建屋の新築・改修・更新に際して、太陽光発電の導入を図ります。

(3) 電動車等の導入

- 一般公用車の導入に当たっては、原則として、電動車等（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車）を導入します。

(4) 省エネルギー型機器の導入

- エネルギー消費の多いパソコン、コピー機等のOA機器を省エネルギー型のものに計画的に切り替えます。

第5章 計画の推進・点検

1. 推進体制

本計画を推進し、必要に応じて計画の見直しを図り、持続的・発展的に改善するため、次のような推進体制で実行します。

(1) 佐賀県地球温暖化対策推進本部 ※(別紙1)「組織体系図」参照

① 推進本部長

推進本部長は、本計画の総合的かつ計画的な推進を図ります。

② 推進本部長

推進本部長は、所管する部局における本計画に基づく取組の推進に努めます。
(推進本部長に関わる事務については、知事部局においては各主管課、教育委員会事務局においては教育総務課、警察本部においては会計課が執り行います。)

(2) 所属における推進体制

① 推進責任者

所属の長は、「推進責任者」として、各所属における本計画に基づく取組の推進に努めます。

② 推進員

所属の長が指名する「推進員」は、推進責任者の指示に従い、各所属における本計画に基づく取組の推進に努めます。

※福祉施設、県立学校、警察署等で計画等の取組実施において特段の配慮が必要な場合は、各推進本部長の所管する部局で検討します。

(3) 庁舎における推進体制

①庁舎推進責任者

庁舎の管理を行う所属の長は「庁舎推進責任者」を兼ねることとし、各庁舎における本計画に基づく取組の推進に努めます。

②庁舎推進員

庁舎の管理を行う所属の長が指名する「庁舎推進員」は、庁舎推進責任者の指示に従い、各庁舎における本計画に基づく取組の推進に努めます。

※本庁舎及び総合庁舎の施設（建築物・設備等）に係ることは資産活用課、県立学校の施設（建築物・設備等）に係ることは教育総務課が所管します。

※建築住宅課は、庁舎及び設備の改修・更新等について、必要に応じて各主管課及び庁舎推進員に対してアドバイスをを行います。

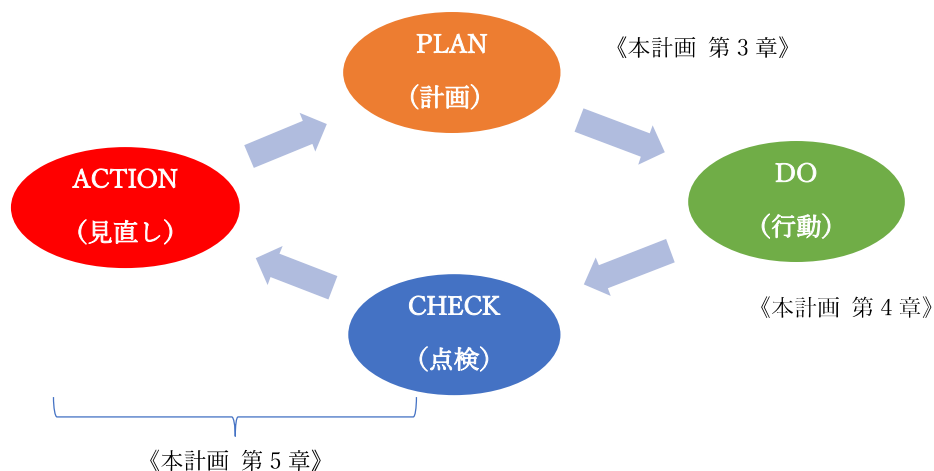
※資産活用課は、庁舎及び設備の運用・管理等について、必要に応じて各主管課及び庁舎推進員に対してアドバイスをを行います。

(4) 事務局

推進本部事務局は、計画の進捗状況を取りまとめ、点検・評価するとともに、推進本部に報告します。

2. 計画の実行

計画（Plan）、行動（Do）、点検（Check）、見直し（Action）を繰り返し実践することにより持続的・発展的な改善を行い、計画の効果的な推進を図ります。



(1) Plan（計画）：目標の設定及び具体的取組についての計画策定《本計画 第3章》

推進本部員は、推進員（庁舎推進員）に計画に沿った取組を指示します。

(2) Do（行動）：計画等に基づく取組の実施《本計画 第4章》

本計画の対象機関は、本計画に基づき、取組の実践に積極的に努めます。

また、指定管理施設に対しても同様の取組を実施するよう協力を要請するととも

に、今後新たな委託契約締結や現行契約の更新の際は、本計画の趣旨を尊重することを契約書等に条件として明記し、運用面等における省エネルギー行動の推進や、設備改善を伴う省エネ工事等への協力などについて依頼し、調整します。

(3) Check (点検) : 取組等の進捗状況の確認及び評価《本計画 第5章》

推進員(庁舎推進員)は、各所属内(各庁舎内)の連絡調整や取組の推進、所属内(庁舎内)の取組結果の集計及び事務局への3か月ごとの報告を行います。

また、推進員は、推進責任者(庁舎推進責任者)からの指示により、取組結果の点検・評価をするとともに所属職員(庁舎内職員)に改善を指示します。

事務局は、各推進員(各庁舎推進員)から報告を受けた取組結果及び事務局で実施した職員アンケートの結果を全所属にフィードバックします。

(4) Action (見直し) : 持続的な改善のための目標や計画などの見直し《本計画 第5章》

推進本部長は、取組結果を点検・評価するとともに、必要に応じて計画の見直しを図り、持続的・発展的改善に努めます。

3. 計画の進捗状況の公表

計画のうち、温室効果ガス排出量の削減目標の進捗状況について、県ホームページ(「佐賀県環境白書」に掲載)で公表します。

(別紙 1)

